

# 甲南大学体育会サッカー部甲蹴会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は甲南大学体育会サッカー部甲蹴会と称する。

第2条 本会の事務所を甲南大学体育会サッカー部に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦と現役支援並びにサッカー競技の普及向上を目的とする。

## 第2章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 甲南大学体育会サッカー部の強化発展及び向上を図る。
2. 甲南大学体育会サッカー部への監督及びコーチの派遣。
3. 甲蹴会員チームを結成し現役チームとの交歓試合並びに各種大会への参加。
4. その他役員が認めた事業。

## 第3章 組織

第5条 本会は甲南大学在学中、サッカー部に在籍又は貢献したものを以って組織し、他に客員をも認める。

## 第4章 役員

第6条 本会は次の役員を選出する。

- |          |      |
|----------|------|
| 1. 名誉顧問  | 1名   |
| 2. 名誉会長  | 1名   |
| 3. 最高顧問  | 1名   |
| 4. 会長    | 1名   |
| 5. 副会長   | 2名以上 |
| 6. 幹事長   | 1名   |
| 7. 副幹事長  | 若干名  |
| 8. 会計幹事  | 1名   |
| 9. 常任幹事  | 若干名  |
| 10. 会計監査 | 1名以上 |

第7条 会長は総会の議決によりこれを選出し、副会長その他の役員は会長にこれを委嘱する。

第8条 名誉顧問・名誉会長ならびに最高顧問は会長経験者もしくはこれに準ずる経験者で甲蹴会総会が推薦したもの。

第9条 役員任期は甲蹴会総会までの1ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第10条 役員の仕事は次の通りとする

会長は本会を総理し、副会長はこれを補佐し会長に事故のある場合、会長代理を任ずるものとする。幹事長並びに副幹事長・常任幹事は本会の仕事を分掌する。

## 第5章 理事及び学年幹事

第11条 本会は次の理事及び学年幹事を役員会において推挙する。

第12条 理事は本会に多大の貢献をしたものとする。

## 第6章 機 関

第13条 本会は次の機関を設ける

1. 定期総会
2. 臨時総会
3. 役員会
4. 常任幹事会
5. 学年幹事会
6. その他の集会

第14条 定期総会は会計年度終了後毎年6月までに、会長がこれを招集する。

第15条 総会は会員の2分の1以上の出席を以って成立し、出席者の過半数を以って可否を決する。  
但し委任状による出席は認める。

第16条 臨時総会は役員会が認めるとき、又は会員の3分の1以上の請求があるときこれを開かなければならない。

第17条 常任幹事会は本会の運営にあたる。

第18条 常任幹事会は総数の2分の1以上の出席をもって成立し、議決には出席者の3分の2以上の同意を要する。

第19条 常任幹事会は必要に応じこれを招集する。

第20条 その他の集会とは会員相互の親睦をさす。

## 第7章 会 計

第21条 本会、会員は経常会費として1口年額5000円を納入するものとする。

第22条 臨時会費の徴収は臨時総会にて決定する。

第23条 本会の経費は会費及寄付金をもってこれにあてる。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第25条 本会の会計報告は定期総会の席上にて行う。

## 第8章 罰 則

第26条 本甲蹴会に対し著しく名誉を傷つけた者は総会において退会処分とする。

## 第9章 附 則

第27条 本規約の改正には総会の決議を要する。

第28条 本規約は昭和35年10月1日を以って発行。昭和56年5月22日改正。

第29条 本規約の他に甲蹴会運営細則を設ける。

平成13年5月12日 OB総会において一部改正承認発効

平成29年6月10日 OB総会において一部改正承認発効

令和3年6月26日 OB総会において一部改正承認発効

令和6年6月1日 OB総会において名称変更を含む一部改正承認発効